

令和8年度ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（多様な担い手確保支援事業）・農業でふくしまぐらし支援事業業務 募集要領

福島県農林水産部農業担い手課
令和8年2月24日制定

1 事業目的

福島県の新規就農者数は直近の令和7年度に391人となり、平成11年度の調査開始以降最多となりましたが、一方で農業就業人口は減少傾向であり高齢化が進んでいることから、農業が魅力的な職業として選択され、将来にわたり地域の基幹産業として持続的に発展してくよう、次代を担う新規就農者を安定的に確保・定着していく取組の推進が必要です。

また、県外からの移住世帯数・移住者数が過去最多となる中、農業の成長産業化のため県内は元より、県外からの新規参入者も確保していく必要があります。

本事業は、ポータルサイト等による情報の発信や、県内外の方を広く対象とした農業体験や就農相談会等の開催、農業法人等との雇用マッチング等を行い上記の課題解決を図るものです。

2 事業概要・仕様

(1) 事業名

令和8年度ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（多様な担い手確保支援事業）・農業でふくしまぐらし支援事業業務

(2) 委託契約額の上限（見積限度額）

見積限度額は下記ア、イの事業ごとに定めるため、それぞれの見積限度額内で見積り、見積書等の作成にあたっては合計が分かるよう記載をすること。なお、提案された企画内容を実現するために必要となる全ての経費を含む。

ア ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（多様な担い手確保支援事業）

88,175千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 農業でふくしまぐらし支援事業

37,755千円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 留意事項

当業務は、今後、福島県における予算の執行が可能となったときに確定するものである。

5 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

福島県農林水産部農業担い手課（担当：菊地）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎9階）

電話番号 024-521-7340（直通）

メールアドレス nougyouninaite@pref.fukushima.lg.jp

6 企画提案書

（1）企画提案書の内容

以下ア～オまでを記載した企画提案書を提出してください。また、一般労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可証の写しを併せて提出ください。

ア 本県における新規就農者確保に向けた考え方

新規就農者の現状を分析し、その確保・育成に向けた方針、取組の方向性について示してください。

イ 事業の取組内容

以下の（ア）、（イ）に対する提案をしてください。

（ア）2の（3）における仕様書の各項目に基づいた提案をしてください。

（イ）実施方法、スケジュールについて、できる限り具体的に提案してください。

ウ 業務の実施体制

（ア）当事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割がわかるように提案してください。

（イ）本事業の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として配置することとし、総括責任者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記してください。

（ウ）福島県から受注した委託事業の実績を示してください。なお、他県において同様の事業の受託実績がある場合にはその実績も含めてください。

エ 各事業の相乗効果発現方策

（ア）新規就農者等の担い手確保・育成に向けた事業効果がより高まるよう、仕様書の各業務内容の相乗効果に配慮した提案としてください。

（イ）福島県農業経営・就農支援センターや市町村、JAなどが実施する新規就農者等の担い手確保・育成に向けた事業との相乗効果に配慮した提案としてください。

（ウ）首都圏への農業の情報や魅力の発信のため、移住関連事業等との相乗効果に配慮した提案としてください。

オ 積算見積書

仕様書の業務内容ごとに、費目の内訳（既存・雇用の人件費、交通費、消耗品費、報償費等）が分かるように記載してください。

また、2（2）ア、イそれぞれの合計が分かるように記載してください。

なお、見積限度額は2（2）ア、イの事業ごとに定めているため、それぞれの見積限度額内で見積もること。

(2) 様式

様式は任意とします。

全体（6（1）ア～オ）でA4判50頁以内（両面25頁以内）としてください（表紙はカウントしません。必要に応じてA3判の折り込みも可としますが、片面2頁としてカウントします）。

(3) 提出部数

提出部数は9部とします。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とします。また、提案された書類等の返却はしません。

(4) 提出期限

ア 提出書類

上記（1）～（3）に記載したとおり

イ 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時必着

ウ 提出方法

上記5まで持参又は郵送

※郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて送付すること。

7 業務委託予定者の選定

公募型プロポーザル方式により行う。

(1) 選定方法

ア 1次審査

県が設置するプロポーザル審査会において、参加者から提出を受けた企画提案書を書面審査により評価し、2次審査対象者を選定する。

ただし、参加表明が4者未満の場合は、1次審査を行いません。

イ 2次審査

県が設置するプロポーザル審査会において、2次審査対象者のプレゼンテーションを受け、業務委託予定者を選定する。

(2) 審査基準及び配点

2次審査は下記の審査項目の評価基準により評価を行います。ただし、各審査委員の総合得点の平均が基準点（中庸なもの：60点）に満たない提案事業者は業務委託予定者としません。

審査項目	配点	評価基準
1 本県の新規就農者確保・育成に向けた考え方	10点	現状及び業務内容の理解度・的確性 等
2 事業の取組内容	50点	新規就農希望者に対する情報発信方法、就農や移住に興味・関心のある潜在層へのアプローチ方法、就農志向の啓発方法、新規就農者を確保する方法、法人等の人材確保・育成力の強化方法、スケジュールの妥当性 等
3 業務の実施体制	15点	関連事業者等と連携した実施体制、社内での実施体制 等
4 各事業の相乗効果発現方策	10点	各業務が連動した相乗効果、関係機関・団体の事業との相乗効果 等
5 予算額の妥当性	15点	事業費の妥当性、経費配分の妥当性 等

8 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県農林水産部農業担い手課のホームページからダウンロードしてください。

9 プロポーザルへの参加表明及び質問書の提出

(1) 参加表明

ア 提出書類

(ア) 参加表明書 (様式 1)

(イ) 会社の概要や実施事業分野などが記載されたパンフレット 1 部

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日 (金) 午後 5 時必着

ウ 提出方法

上記 5 まで持参又は郵送

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて送付すること。

(2) 質問書

ア 提出書類

質問書 (様式 2)

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 9 日 (月) 午後 5 時必着

ウ 提出方法

上記 5 まで電子メール、持参又は郵送

※ 電子メールの場合は確認のため電話連絡すること。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて送付すること。

エ 回答方法

受けた質問は、令和 8 年 3 月 11 日 (水) 午後 5 時 (予定) までに、質問事項と回答を併せて県ホームページに掲載する。ただし、質問者情報は開示しない。

なお、質問書の提出がない場合は、その旨の掲載は行わない。

10 1次審査

参加表明が 4 者以上の場合は、すべてのプロポーザル参加者に対し、令和 8 年 3 月 24 日 (火) 正午までに審査結果を通知します。

11 2次審査 (ヒアリング)

(1) 日 時

令和 8 年 3 月 26 日 (木) ※時間、会場は別途通知する

(2) 所要時間

- ・提案者からの説明時間 25 分以内
- ・質疑応答 15 分以内

(3) その他

ア 参加人数は 3 人以内とします。

イ 参考資料 (プレゼンボード、写真等) の持ち込みは可としますが、追加資料の配付は認めません。

ウ ヒアリングは対面で行います。

12 2次審査の結果の発表及び通知

- (1) 日 時
令和8年3月27日（金）（予定）
- (2) 審査方法
プロポーザル審査会で決定します。
- (3) 通知方法
参加者全員に対し、書面で通知します。

13 主なスケジュール

日 時	項 目
令和8年2月24日（火）	公募型プロポーザル募集要領公表
3月 9日（月）午後5時必着	質問書の提出期限
3月11日（水）（予定）	質問書への回答
3月18日（水）午後5時必着	企画提案書等の提出期限
3月24日（火）正午	1次審査結果通知（4者以上の場合）
3月26日（木）	2次審査（ヒアリング）
3月27日（金）（予定）	2次審査結果通知
4月 1日（水）（予定）	契約締結

14 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

なお、コンソーシアムで参加する場合は様式3を参加表明書と併せて提出すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務

所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 参加表明書の提出者(コンソーシアムの場合は代表事業者)が福島県内に本社、支店または営業所を有すること。

15 不適格事項

次のいずれかの事項に該当する場合、企画提案書は無効とし、プロポーザルに参加できないものとします。

(1) 参加者が上記13に定める参加資格等を満たさない場合。

(2) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

(3) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限等に適合しない場合(企画提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む)。

なお、提出期限までに企画提案書が到達しないことを理由に企画提案書は無効とした場合、配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

(4) 虚偽の内容が記載されている場合。

(5) 積算見積書の金額が上記2(2)委託契約額のいずれかの上限を超過している場合。

(6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(7) 企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書に記載した総括責任者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。

(8) 審査会当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、審査開始時刻に到着できなかった場合を除く。

(9) その他、本募集要領又は福島県が指示した事項に対する重大な違反が認められる場合。

16 契約手続き

本事業に関して最も優れた提案を行った者（契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを行います。

なお、この手続きに参加した者が、上記 14 に定める参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合又は見積合わせの結果契約締結に至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の見積合わせを行います。

また、本事業の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成しますが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがあります。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行います。

17 公募型プロポーザルの公正性確保

次の事項について、厳守してください。

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、契約候補者の決定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

18 その他

- (1) 全ての制作物等の権利は福島県に帰属します。
- (2) 本事業で作成した各種コンテンツは、県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合があります。

なお、県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得てください。

- (3) プロポーザルで企画提案のあった規模・内容を下回ることとはできないため、実現可能な提案としてください。

仮に、業務委託仕様書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することも可能ですが、実施できなかった場合には、委託料の減額となる場合があります。